

資料6

首都直下地震対策大綱（抜粋）

1 首都直下地震対策大綱について

「首都直下地震対策大綱」は、首都直下地震を対象とした、予防対策から応急対策、復旧・復興対策までを含んだ地震防災対策のマスタープランであり、平成17年9月に政府の中央防災会議で決定されたものである。なお、平成22年1月の同会議で避難者・帰宅困難者等への具体的な対策を追加するなどの修正がされている。

主な内容は次のとおり。

第1章 首都中枢機能の継続性確保

第2章 膨大な被害への対応 ～地震に強いまちの形成～

第1節 計画的かつ早急な予防対策の推進

- 建築物の耐震化、火災対策、ライフライン・インフラの確保対策、公的機関の業務継続性の確保

第2節 膨大な避難者、帰宅困難者への対応

- 避難者対策、帰宅困難者対策

第3節 地域防災力、企業防災力の向上

- 地域防災力の向上、企業防災力の向上

第4節 広域防災体制の確立

- 首都圏広域連携体制、治安の維持

第5節 復旧・復興対策

- 震災廃棄物処理対策

第3章 対策の効果的推進

- 幅広い連携による震災対策の推進、地震防災に関する調査研究の推進と成果の防災対策への活用、実践的な防災訓練の実施と対策への反映、国民運動の展開（「自助」「共助」「公助」）

2 ターミナル駅の安全対策に関する事項

第2章第1節

1. 建築物の耐震化

（3）公共施設等の耐震化

国、地方公共団体、関係事業者は、庁舎、学校、病院、公民館、駅等、様々な応急対策活動や避難所となりうる公共施設の耐震化について、数値目標を設定するなどその促進を図る。

2. 火災対策

（1）出火防止対策

出火の要因ともなっている揺れによる建築物の被害を軽減するために、1. で記述した建築物の耐震化とともに不燃化を促進する。

また、国、地方公共団体、関係事業者は、安全な火気器具の開発・購入促進、通電火災対策及び緊急地震速報の利用等の技術開発の促進など火気器具等の安全対策を促進する。

3. 居住空間内外の安全確保対策

(3) 集積地区の安全確保対策

① 高層ビル街、地下街、ターミナル駅の安全確保

高層ビル、地下街、ターミナル駅等、不特定多数の者が利用する都市の施設では、施設被害に伴う多数の死傷者やパニックが発生しないよう、国、地方公共団体、施設管理者は、施設の耐震化、出火防止対策及び落下物防止対策を促進する。

また、国は、「地震時管制運転装置」設置の義務化、緊急地震速報を活用した制御技術の検討等エレベータの安全対策を推進する。地方公共団体、関係事業者は、閉じ込め者の早期救出のための体制整備を促進する。国、地方公共団体、関係事業者は、エレベータ停止による不安や混乱を避けるため、早期復旧に向けた技術的課題等を整理し必要な対策を講じるほか、地震時のエレベータ運行について建築物管理者、利用者によく周知する。

さらに、二次災害及び混乱防止を図るため、地方公共団体、関係事業者は、適時・的確な情報提供や避難誘導等の体制整備を行う。

第2章第2節

3. 膨大な数の帰宅困難者等への対応

(3) 帰宅困難者等に係るその他の対策

② 駅周辺における混乱防止・円滑な誘導體制の検討

特に主要駅周辺では、多数の滞留者等の集中による混乱の発生等が懸念される。そのため、地方公共団体は、鉄道事業者、駅周辺事業者等とともに、駅周辺における混乱防止等のための協議会の設立等、対応のための組織づくりや、駅周辺への滞留者の集中を未然に防ぐために、情報を迅速に集約し、滞留者に対して提供する体制を検討する。